

平成16年第5回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成16年9月9日(木曜日)

議事日程 第1号

平成16年9月9日(木曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 選 第 4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙
- 第 7 請願第 1号 乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める国への意見書提出の請願
- 第 8 報告第 8号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 9 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第51号 群馬県市町村会館管理組合規約の変更について
- 第11 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第53号 土地の取得について
- 第13 議案第54号 土地の取得について
- 第14 議案第55号 市道路線の廃止について
議案第56号 市道路線の認定について
- 第15 議案第57号 平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第58号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第59号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第60号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第61号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第62号 平成15年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 平成15年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第65号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第66号 平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成15年度藤岡市水道事業会計決算認定について

第21 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助 役	関口 敏 君
収入 役	堀越 清 君	教 育 長	岡田 要 君
企 画 部 長	茂木 政美 君	総 務 部 長	金井 秀樹 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経 済 部 長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	教 育 部 長	水越 清 君
監 査 委 員	塩原 吉三 君	監 査 委 員	中易 昌司 君
監 査 委 員			
	齋藤 稔一 君		
事 務 局 長			

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高橋 寛	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議 事 係 長			

開会のあいさつ

議長（佐藤 淳君） おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕めっきり涼しさを感じさせる季節となりました。本日、平成16年第5回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告1件、諮問1件、議案21件、請願3件、陳情1件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが開会のあいさつにかえさせていただきます。

なお、残暑厳しい折、軽装で議会に臨みたいと思っておりますのでご了承願います。

感謝状の伝達

議長（佐藤 淳君） ここで、感謝状の伝達をさせていただきます。

去る7月16日、群馬県市議会議長会臨時総会において感謝状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長（高橋 寛君） お名前をお呼びいたしますので、前の方へお進みください。

松本啓太郎議員。

議長（佐藤 淳君）

感謝状

松本 啓太郎様

あなたは群馬県市議会議長会会員としてその重責を果たされ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成16年7月16日

群馬県市議会議長会会長

伊勢崎市議会議長 本木 経明

事務局長（高橋 寛君） 坂本忠幸議員。

議長（佐藤 淳君）

感謝状

坂本 忠幸様

あなたは群馬県市議会議長会会員としてその重責を果たされ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成16年7月16日

群馬県市議会議長会会長

伊勢崎市議会議長 本木 経明

議長（佐藤 淳君） 以上で感謝状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時開議

議長（佐藤 淳君） 出席議員定数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成16年第5回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（佐藤 淳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの20日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番齊藤千枝子君、6番三好徹明君、7番反町清君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（佐藤 淳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成16年第5回藤岡市議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位

におかれましては公私ともご多忙のところご出席をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

日本経済は、長い低迷の時代をようやく脱し、明るさを取り戻してきました。一部の自動車産業やデジタル家電分野においては空前の好景気となっております。しかし、地方経済に目を向けたとき、いまだに厳しい状況が続いております。

このような状況の中、藤岡市においては東平井工業団地への企業進出が決まるなど、将来の税収確保を図るとともに行財政改革を引き続き実施する中で、限られた財源を有効に活用し、福祉の充実・教育の向上に力を入れた施策を実施してまいりました。

本年は昭和の大合併により藤岡市が誕生して市制施行50周年の節目の年を迎えております。今年の夏には50周年を祝して5年ぶりに花火大会が開催され、夢の大輪が夜空を照らし、市内外から見学に訪れた大勢の人を魅了し、感動を与えました。また、10月24日には中央公園において市民参加型の祝祭イベント、50周年祭の開催が決定しており、また11月13日にはみかぼみらい館において市制施行50周年記念式典を挙げる運びとなっております。私はこれらの慶賀行事の開催を通し、この半世紀の間、藤岡市発展のためにご尽力いただいた多くの皆様に感謝申し上げますとともに、先人が築いたこの藤岡市をさらに発展させ、次の世代に引き継いでいく使命があると思っております。

今、地方は大きな変革の時代を迎えております。国と地方の税財政を見直す三位一体改革では、地方への補助金を削減し、権限及び財源移譲を行うとしております。このことは地方自治体への自立を求めたもので、地方分権型社会に対応できる構造改革や都市づくりを早急に行っていく必要があります。そのためには市町村合併は避けて通れない課題と認識しております。現在、日本じゅうの自治体が合併に向け懸命に努力しております。

藤岡市においては7月21日に藤岡市・鬼石町合併協議会設置の議会議決を受け、同日、鬼石町と合併協議会を設置いたしました。7月28日には第1回合併協議会が開催され、新市の名称は「藤岡市」、新市事務所の位置は現在の藤岡市役所とすることが決定いたしました。今後協議会において新市建設計画を作成し、合併特例法の期限である平成17年3月末日の知事申請を目指し、各種調整を進めていく所存であります。議員各位のご指導、ご協力をお願いいたします。

本議会に提案申し上げましたのは、報告1件、諮問1件、議案21件です。いずれも重要な案件でありますので、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（佐藤 淳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。議会運営委員会委員長の

報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

(議会運営委員会委員長 反町 清君登壇)

議会運営委員会委員長(反町 清君) ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過につきまして報告を申し上げます。

9月7日、委員会を開催し、本日招集となりました平成16年第5回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙をはじめ、報告1件、諮問1件、議案21件、請願3件、陳情1件であります。それぞれ日程に従い、諸報告後、日程第6、選第4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙、日程第7、請願第1号については教務厚生常任委員会に付託されておりますので、付託請願の審査報告を委員長から報告願った後、質疑、討論、採決を願います。日程第8、報告第8号については単独上程、報告のみとし、日程第9、諮問第2号の1件、日程第10、議案第51号から日程第13、議案第54号及び日程第15、議案第57号から日程第19、議案第61号までの9議案につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第14、議案第55号と議案第56号につきましては一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第20、議案第62号から議案第71号までの平成15年度決算認定10議案については一括上程、提案理由の説明、監査委員の監査報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。日程第21、請願・陳情につきましては、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、9月21日、議事日程(第2号) 一般質問ですが、7人の議員から通告がありました。通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日9月9日から9月28日までの20日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日は、これより議事日程に従い議事を進め、議案・請願・陳情の委員会付託まで行い、9月10日から9月20日まで休会とし、この間において経済建設常任委員会と教務厚生常任委員会及び決算特別委員会を開催し、付託議案・請願・陳情の審査を願います。9月21日、9月22日は本会議を開き、一般質問を行い、9月23日から9月27日、休会、9月28日に本会議を開いて決算特別委員会委員長報告及び付託請願・陳情に対する委員長報告を願ひ、質疑、討論、採決をして今期

定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会日程について申し上げます。9月10日、経済建設常任委員会を午前10時から、教務厚生常任委員会を午後2時から、それぞれ第2委員会室で、9月15日と9月16日は決算特別委員会を午前10時から第1委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（佐藤 淳君） 日程第5、諸報告をいたします。

青柳正敏君から、平成16年9月8日付で、一般質問の取り下げの届け出が議長宛に提出され、これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

その他につきましては事務局長に報告いたさせます。事務局長。

事務局長（高橋 寛君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成15年度5月分及び平成16年度5月、6月、7月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。また、藤岡市農業振興株式会社より平成15年度の決算書が提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されますものは、報告1件、諮問1件、議案21件、請願3件、陳情1件でございます。

次に、前期定例会において可決されました議員提出議案第1号地方財政の充実強化を求める意見書の提出につきましては、内閣総理大臣をはじめ、それぞれ関係機関に提出いたしました。

次に、前期定例会市議会からの諸行事につきましては、お手元に配付いたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸報告を終わります。

第6 選第4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙

議長（佐藤 淳君） 日程第6、選第4号群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

群馬県六市自転車競走組合議会議員に、青柳正敏君、坂本忠幸君、佐藤淳の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名が群馬県六市自転車競走組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

第7 請願第1号 乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める国への意見書提出の請願

議長（佐藤 淳君） 日程第7、請願第1号乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める国への意見書提出の請願を議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長冬木一俊君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 冬木一俊君登壇）

教務厚生常任委員会委員長（冬木一俊君） ご指名を受けましたので、教務厚生常任委員会に付託され、継続審査となっております請願1件に対する審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、8月25日、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。なお、本委員会としてこの請願第1号の紹介議員であります清水保三議員にも出席を求め、開催いたしました。

請願第1号乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める国への意見書提出の請願についてご報告申し上げます。執行部から6月定例会後の経過について次のような説明がありました。全国市長会から平成16年6月9日に関係省庁や国会議員宛に要望書を提出しているとのことでした。

質疑の主なものを申し上げます。群馬県の市長会、あるいは全国市長会からの国への要

望については、前回から変化があるか伺いたい。群馬県の市長会は、平成15年12月3日に県へ要望書を提出してから動きはないが、全国市長会は平成16年6月9日に少子化対策に関する要望として乳幼児医療費についての無料化制度を創設することという内容で、関係省庁・国会議員宛に要望書を提出しているとのことでした。全国市長会が要望書を提出したということだが、どのような機関に提出したのか伺いたい。全国市長会が提出した機関は、総務省・内閣府・厚生労働省・国土交通省・農林水産省と国会議員宛に提出したとのことでした。

議員から次のような意見がありました。藤岡市においても急速に少子化が進展し、全国平均の出生率も1.29人と毎年減少しているのが現状だと思います。国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることから、子供を産み育てる人たちの少子化対策、経済的負担の軽減を図る必要もあると思われ、全国市長会においても平成16年6月9日に再度乳幼児医療費無料化制度の創設を関係省庁に要望し、さらに全国でも医療費無料化を就学前まで実施している市区町村は7割以上となっているものであります。国で就学前まで医療費を無料化して国庫負担していただければ、現在藤岡市が負担している予算を他の事業に使い、例えば義務教育児童の医療費無料化・少子化対策事業・子育て事業などに活用できるのではないかと思われるので、請願第1号乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める国への意見書提出の請願を採択していただきたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受け、継続審査となっております請願1件に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第1号乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める国への意見書提出の請願について、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第8 報告第8号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(佐藤 淳君) 日程第8、報告第8号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 水越 清君登壇)

教育部長(水越 清君) 報告第8号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により議会において特に規定された事項として専決処分したことについて、同法第180条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。内容につきましては、平成16年8月6日午後7時15分ごろ、藤岡市立日野小学校の校庭の南側の木に落雷があり、その落雷により枝が落下し、隣接する藤岡市下日野189番地の2、町田春男さんの住宅の外壁に損害を与えたものでございます。これらの損害賠償額を定めることについて専決処分をしたものでございます。

以上、ご報告させていただきます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番(湯井廣志君) 専決処分について、損害賠償の5万400円、これを支払うことに対して私の方に異論はございませんけれども、私はこの日野小学校の南側、町田さんの所なのですが、この現地を見まして、この枝は雷が落ちる前から町田さんの方の住宅に出ていたということで、こういうことになると、事前にそれなりの措置をしておけば、この枝が町田さんの方に落ちることはなかったというふうに私は考えます。教育委員会、学校

長、この校舎内外の環境整備の指導、監督、そういう立場でありながら、枝が出ていれば当然台風だの落雷があった場合にはこのようなことが起きるのは当然想定ができたと考えます。この切るべき物を放置して町田さんに損害を与えたということで、私から見れば地方公務員法第29条職務を怠った場合に除外処分が運用できるということになっております。この校長、また学校施設を管理している教育委員会にどのような指導をしてきたのか、その点を伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

（教育部長 水越 清君登壇）

教育部長（水越 清君） お答えさせていただきます。

確かに、議員のご指摘のとおり、管理が不行き届きであったことは認めさせていただきます。以前にもこういうことがありましたので、特に枝が道路側に出ているとか、そういう物につきましては極力切るということで総務課の方でしておりました。今回につきましてもこういう事故が起きましたので、早速各学校に道路側に出ているとか、枝が出ているとか、住宅側に枝が出ている場合には簡単にできる物は学校にお願いしたい。また、それ以外のものについては教育委員会の総務課の方に回答を願いたいということで通知は出してございます。それから、先ほどの雷が落ちました木は柳の木でして、結構大きい木だったのですけれども、老木的な感じがございましたので、今後、このような事故がないようにということで学校と協議しまして、すべて切らせていただきました。今後ともこのようなことがないように、大木についても十分注意していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第8号について報告を終わります。

第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（佐藤 淳君） 日程第9、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。このたび人権擁護委員に推薦する菅野のり子さんは、藤岡市中大塚に居住されており、昭和18年生まれの61歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和36年に群馬県立藤岡女子高等学校を卒業後、民間企業に勤務の後、昭和50年に朝日合成株式会社設立と同時に役員として従事しております。また、平成9年から4年間、藤岡市健康推進委員を務め、現在は藤岡交通安全協会美土里分会婦人部長として活躍しております。地域からの信望も厚く、社会秩序にも精通しており、人権擁護委員として適任と思われま。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立多数であります。よって、諮問第2号は異議ない旨回答することに決しました。

第10 議案第51号 群馬県市町村会館管理組合規約の変更について

議長(佐藤 淳君) 日程第10、議案第51号群馬県市町村会館管理組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 茂木政美君登壇)

企画部長(茂木政美君) 議案第51号群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本議案は、群馬県市町村会館管理組合の構成市町村である大胡町・宮城村及び粕川村が、平成16年12月5日から前橋市に編入合併されるに伴い、大胡町・宮城村及び粕川村が合併日の前日をもって群馬県市町村会館管理組合を脱退するために組合規約の中から3町村の記述を削除するものであります。

以上、簡単でございますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第51号群馬県市町村会館管理組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

た。

第11 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合理約の変更について

議長（佐藤 淳君） 日程第11、議案第52号群馬県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） 議案第52号群馬県市町村総合事務組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により規約を変更するものであります。変更の内容につきましては、当組合から脱退する場合の退職手当の支給実務にかかる負担金の還付または特別徴収に関して脱退する団体の負担の軽減や新たに退職手当の支給事務を共同処理しようとする団体の加入負担金の軽減を図るための改正であります。また、平成16年12月5日から当組合の組織団体である大胡町・宮城村及び粕川村が廃止され、その区域が前橋市に編入されるため、さらには当組合の組織団体である前橋広域市町村圏振興組合が平成16年12月4日限りで解散するための改正であります。

以上、簡単であります但提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第52号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第53号 土地の取得について

議長（佐藤 淳君） 日程第12、議案第53号土地の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第53号土地取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。上程した土地は、平成15年度から事業化した藤岡総合運動公園北側地内の土地で、藤岡市三本木字中道東519番1ほか23筆、合計面積1万4,508.09平方メートルを1億1,666万286円で公園用地として取得するものでございます。契約の相手方は12人でございます。なお、用地買収計画については平成16年度に一括用地買収する予定でございます。

以上、簡単でございますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 単価、取得金額に関しまして別に異論はございませんが、7ページの用地買収調書に関して質問していきたいと思っております。

この中で、「水」と書いてあるのは恐らく水路用地だと解釈しますが、この水路は恐らく個人水路・道路用地というのは非課税になっていると考えます。申請すれば非課税になっているわけですが、この非課税になっている土地に関して平方メートル5,400円、坪1万7,851円ということで買収するわけですが、この非課税に対して、そのような人々たちに対しては寄附行為なりを求めたことはないのか、その点をお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

この水路用地の単価でございますけれども、この水路用地は非課税ということになっております。しかしながら、この水路は公の土地、公の水路から個人の土地を利用して、高い所から水を引くという個人の土地でございます。そういうことで、不動産鑑定をやりまして、また市の公共用地取得交換価格調整委員会等にも諮ったわけでございます。これについて、こういったもので寄附があったかどうかということでございますけれども、一般的には道路改良と、こういったことの中でこういう部分もありますけれども、半額という形で買収することがありました。全くの寄附というのは記憶にありません。

以上を答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 多少安いということなのですが、今後こういうような非課税用地というのを買収していくときには、ある程度寄附行為を優先的に進めていくような考えをこれからしていくつもりはないのか、その点をお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 非課税につきまして、今まで買収なり半額なりということやってきたわけですが、予算的に、財政的に非常に厳しい中で、こういったものを寄附することを検討することも必要かというふうに思います。今後もまた検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 議案第53号土地の取得について質疑をさせていただきますが、この土地につきましては野球場のサブグラウンド、あるいは駐車場の増台整備ということで認識をしているわけですが、さまざまな手続を経ていよいよ土地の取得まで来たかというようなことで、この土地を提供されている12人の方、また23筆の方におかれましては、貴重な土地を提供していただいて本当に感謝をしているところでございます。そこで、お聞きいたしますが、ただいま担当部長の方から説明がございまして、平成16年度のうちに総合運動公園用地の買収調書とあわせて公図の写しをいただいたわけですが、どのような計画でこの土地の取得をした後の段階について考えているのか、詳細な説明をお願いできればというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

用地買収に関しまして、今、議決していただいた後、この議決後の9月下旬を予定して

おります。それと、事業計画ですけれども、平成16年度用地買収で、平成17年度・平成18年度と工事をして完成させたいというふうに考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 藤岡市として、この藤岡総合運動公園というのは唯一の総合運動公園としての施設だというふうに認識をしていますし、ただいま部長の方から答弁をいただいたように、平成17年度・平成18年度にかけて完成をするという話がありました。そこで、大変関連があるのでお聞かせを願いたいと思いますが、この野球場・陸上競技場・弓道場、また陸上競技場の中にはサッカーグラウンド等多目的なものがあるわけですが、このサブグラウンドと駐車場を整備した今後について、この藤岡総合運動公園拡充整備の予定が今現在あるのかないのかお聞かせを願えればというふうに思います。答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

総合運動公園の拡充の整備予定はどうかということでございますけれども、現在藤岡市の公園全体から見ますと、群馬県の全体の平均公園面積からして藤岡市の平均公園面積はわずかながらも平均よりはオーバーしているところがございますけれども、方針としましては今後あのほかに運動関係でどういったものが必要かと、必要なものを検討しながら拡張するべきだと考えております。しかしながら、拡張するとなりますと、現在のふるさと農道の西の部分、そういったことになるかと思えます。これらにつきましては清掃センター関連で約束をしているということもございます。そういったことで、やらなくてはならないというふうには考えております。しかしながら、今、言ったように運動施設はどういったものが必要か、そういうものを庁内全体で検討した上で今後進めていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） ただいま部長の方の答弁にありましたように、このふるさと農道の西側という話が出ました。また、三本木地区との覚書というもので、先日の議会にも神田議員の一般質問の中で我々もそれを拝見させていただいているわけでございます。藤岡総合運動公園の拡充整備は終了ではないというような認識の答えを、今、いただいたわけなのですが、都市建設部長、あなたに私はプールの問題のときに、競技用のプール、屋外型のプール、そういったものをあそこにも建設したいのだというようなもので一般質問をしたときに、答弁してもらっている記憶がございます。また、議事録を見てもらえばよくわかると

思うのですが、なかなか運動公園につきましても中途半端な施設であると言わざるを得ないような状況だというふうに認識をしております。今、土地の取得ということで議案に出しておりますが、これはさまざまな手続、例えば農振除外だとか県の許可をもらったり、大変な手続を経て今日の日を迎えたわけです。次のことを考えているのならば、平成17年度・平成18年度で工事を終了するというのを、今、言っているわけですから、次のことも今から考えないと、また絵にかいたもちになるような気がしてなりません。そこについても地元の方や地権者と今後も協議して、よりよい運動公園をつくっていく考えがあるのか、これは市長の方にお伺いしますけれども、答弁を願いたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまご質問にあった件でございますが、部長も答弁いたしましたように、今の議題としてお願いしているところは平成17年度・平成18年度で完成していきたい。ただ、今、何があの地域、運動公園の中にさらに必要なのかということもしっかり協議しておりますので、今後この協議のもとでどういう施設をさらに拡充していくのかしっかり検討していきます。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第53号土地の取得について、本案は原案のとおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第54号 土地の取得について

議長(佐藤 淳君) 日程第13、議案第54号土地の取得についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、木村喜徳君の退席を求めます。

(15番 木村喜徳君退場)

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第54号土地取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。上程した土地は、平成15年度から事業化した毛野国白石丘陵公園事業第1工区の土地で、藤岡市三ツ木字東原249番1ほか6筆、合計面積5,621平方メートルを5,059万9,000円で公園用地として取得するものでございます。契約の相手方は5人でございます。なお、第1工区の用地買収計画については、平成15年度より平成18年度をめどに用地取得する予定でございます。

以上、簡単でございますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第54号土地の取得について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

木村喜徳君の入場を求めます。

(15番 木村喜徳君入場)

第14 議案第55号 市道路線の廃止について

議案第56号 市道路線の認定について

議長(佐藤 淳君) 日程第14、議案第55号市道路線の廃止について、議案第56号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第55号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の廃止は1件1路線でございます。市道4622号線でございますが、私道の寄附行為に伴い、路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第56号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の認定は2件、6路線でございます。初めに、市道4622号線でございますが、寄附行為による路線の再編成の必要が生じたための道路であります。

次に、市道3723号線・市道4674号線・市道4675号線・市道4676号線及び市道4677号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。

以上、2件6路線を管理していくに当たり、路線認定する必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第55号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よつて、議案第55号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第55号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よつて、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よつて、議案第56号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第56号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第57号 平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)

議長(佐藤 淳君) 日程第15、議案第57号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第57号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ1億8,780万円を追加し、185億2,674万2,000円とするものであります。当初予算と比較しますと1.1%の伸びとなっております。次に、第2条の地方債であります。第2表のとおり変更として小林立石線街路事業の1件であります。なお、今回の補正では、厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を重点的・効率的に配分いたしました。細部については助役より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長(佐藤 淳君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) 続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第6目財政管理費の職員退職手当基金積立金で7,000万円を追加、第10目合併推進費の多野藤岡地域任意合併協議会負担金で108万6,000円を減額。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の国保事業勘定特別会計繰出金で1,622万4,000円、第8目高齢対策費の介護保険事業勘定特別会計繰出金で32万4,000円をそれぞれ追加。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第7目老人保健費のがん検診委託料で123万9,000円を追加、第2項清掃費、第3目清掃センター管理費の破碎機故障による改修工事費等で2,350万9,000円を追加、運転管理委託料で489万4,000円を

減額、第3項上水道費、第2目簡易水道事業費の簡易水道事業等特別会計繰出金で153万円を減額。

第6款農林水産業費では、第1項農業費、第7目土地改良費の揚水機場改修工事等で1,665万円を追加。第11目美土里堰水環境整備費の水路工事等で1,730万2,000円を減額、第2項林業費、第2目林業振興費の森の恵み・きのこの里整備事業補助金で811万8,000円を追加。

第7款商工費では、第1項商工費、第3目工業振興費の地域産業情報収集事業委託料で317万5,000円を追加。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費の市道維持補修工事等で2,151万4,000円、第3目道路新設改良費の舗装新設工事等で1,833万円をそれぞれ追加、第4項都市計画費、第4目街路事業費の中・上大塚線土地収用資料作成委託料で359万1,000円を追加。

第10款教育費では、第2項小学校費、第1目学校管理費の学校施設整備工事等で1,145万円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。第10款地方交付税では、普通交付税で5,979万2,000円を追加。第14款国庫支出金では、小林立石線街路事業国庫負担金で6,710万円を追加。第15款県支出金では、美土里堰水環境整備事業県補助金で1,517万5,000円を減額。第18款繰入金では、老人保健特別会計繰入金で4,854万9,000円を追加。第19款繰越金では、前年度繰越金で2億1,278万7,000円を追加。第20款諸収入では、可燃ごみ受託処理料で8,954万7,000円を減額。第21款市債では、小林立石線街路事業費債で1億980万円を減額するものであります。

以上が説明の要旨でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） まず、29ページの歳入の関係から聞いていきたいと思えます。

29ページの第14款国庫支出金、第2項国庫補助金の社会教育費国庫補助金として247万2,000円、人権教育推進事業国庫補助金ということで247万2,000円をカットしておりますが、当初予算は247万2,000円ということで全額カットされております。これは、当初予算はこの人権教育の推進が必要だということで予算計上しているわけですね。これは何でゼロにするのか、当初から国が補助金をくれないものを当初

予算で計上したのか、その点をお伺いいたします。

その次の30ページ・31ページの関係で聞いていきますが、30ページの一番下の第15款県支出金、第2項県補助金の関係で、第1目農業費県補助金として2,128万7,000円減額をされております。これを見ていきますと、米穀の流通消費、群馬の水田農業、また美土里堰の水環境、水田農業経営確立、生産振興対策事業。これを見ていきますと米穀流通が10万4,000円。これは全額カットですよね。群馬の水田も571万2,000円あったものが全額カット、美土里堰が半分カット、水田農業経営確立対策、これも全額カット、生産振興対策事業、これも全額カットということで、先ほどと同じように、必要なものを計上したわけなのに、これはなぜすべてゼロにするのか。その点を聞いていきます。

その下の県支出金の県補助金、31ページの方ですが、教育費県補助金の子育て講座県補助金として38万円計上されておりますが、これも全額カットされておりますよね。また、その下の県支出金の委託金、これは受託事務ですが、これは各統計調査されておりますが、県の移動人口調査、県の年齢別人口調査、また事業所・企業統計調査、サービス業統計調査、これはすべて当初予算からカットしてゼロにしております。この点、なぜこのようなことが発生したのかお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

（教育部長 水越 清君登壇）

教育部長（水越 清君） それでは、湯井議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、29ページの国庫支出金でございますが、この人権教育推進事業につきましては平成15年度まで国庫補助金で行ってございました。しかし、国の財政上の特別措置により補助金が一般財源化となりましたことから、平成16年度からは地方交付税措置となり、247万2,000円を全額補正減するものでございます。

次が、29ページの第14款国庫支出金の教育費負担金でございますが、この人権啓発活動地方委託費国庫委託金の制度につきましては、国が群馬県に委託したものでございます。それを県が藤岡市に再委託したものでございます。そういうことで今回補正増をお願いしたものでございます。

それから、31ページの教育費県補助金の中の青少年育成補導推進活動費県補助金、それから青少年補導センター運営費県補助金につきましては、県の行革により一部カットされたものでございます。

それから、子育て講座県補助金につきましては、制度が家庭教育推進事業県委託金に変更されましたので、38万円を補助金から減額しまして、逆に委託金の方で予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 経済部長。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） 30ページの歳入につきましてお答えをいたします。

まず、群馬の水田農業推進事業県補助金、米穀流通消費改善対策事業県補助金、水田農業経営確立対策業務委託費県補助金、生産振興対策事業県補助金、これらはすべて廃止になっておりますが、これは平成16年度より従来の水田農業経営確立対策、いわゆる減反関係でございますが、これが米政策改革大綱へと、その生産調整の方法が大幅に変わりました。したがって、それに伴う県補助金が減額になっておるものでございます。なお、新規の米政策改革大綱に伴う補助金につきましては、米需要調整総合対策事業推進費県補助金となっております。

次に、美土里堰の水環境整備事業の減額について申し上げます。当初の予算編成の段階では、補助事業費を全体で4,000万円ということで計画をしており、予算を計上いたしましたところでございます。しかし、県から平成16年度の国庫補助の枠が確保できないので2,000万円との通知を受けたわけであります。私どもとしては、まことに残念なことではございますが、今回補正予算で減額をお願いするものでございます。なお、この事業は平成17年度で完了の予定で進んでおります。平成17年度の残事業につきましては、現在平成17年度完了に向けて県へ補助事業の計画書を提出し、予算の確保の要請をしてあるところでございます。今後とも事業を完了できるように引き続き努力をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

まず、減額の大きな点でございますが、当初予算の編成時に県から前回の統計の必要経費について連絡が来ます。まず、その連絡に基づきまして予算計上いたします。それで、7月に入りますと、正式にその内容あるいは額が決まってくるので、一部減額補正という行為が起きました。全額が減っている点につきまして申し上げますと、31ページの統計関係で上から2つ目と3つ目が1つにまとめ、一番下から2番目の県単独調査県委託金にまとめましたので、2つを減額し、1つに増額ということでございます。同じく、一番下に事業所・企業統計及びサービス業の基本調査県委託金がございまして、これはその3つ上になりますが、事業所・企業統計、サービス業基本調査、これを1つにいたしまして統計をするために、予算を組み替えるために減額・増額が生じたものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私が質問しているのは、減額がどうのこうのという話ではなくて、平成16年度の予算を審議する内容でこれが計上されたわけですね。そうすればこの内容で私たち議員は審議しているわけです。それで、国、また県の内情によって変更になりましたよという話で通る問題ではないですね。国・県なりの情報をもっと早く取り入れて対応すれば、このようなことが発生するとは考えられません。しかし、この予算計上の仕方は、ただ国・県が変われば単純に変更すればいいのだ、補正すればいいのだという考えで予算計上をしないで、もう少ししっかりした考えのもとで予算計上をしていていただきたいとお願いいたします。

それで、45ページに第7款商工費、第1項商工費の中の第6目観光対策費の第15節工事請負費という項目に、当初施設改修工事ということで296万円計上されておりますが、これが98万円の増額ということで、この施設改修を98万円も増額、3割以上増額しているわけですが、これは当初の施設改修、これについての見積もりが、3割も変わるということになりますと、かなり甘いような見積もりをしていたのではないかと考えますが、なぜこのように98万円も増額するようなことになったのか、その点をお伺いいたします。

それと、48ページの第10款教育費、第2項小学校費の第15節工事請負費、これも学校施設の改修工事7,500万円の当初予算に対して1,100万円増額ということで、これもかなり大きな増額をしておりますが、これもどのような変更が発生したのか。この1,100万円を使わなければ、この3月までにどうしてもやらなければならない工事なのか、新年度に回す考えをしなかったのか、その点をお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 経済部長。

経済部長（荻野廣男君） 45ページの土と火の里公園管理事業の関係についてお答えをいたします。

まず、この当初予算の関係につきましては、土と火の里の工芸棟の一部を増築するというものでございました。今回補正予算をお願いいたしましたのは、公園の広場に設置をしてございます樹上ハウス・丸太渡りのアスレチック遊具の安全性につきまして調査を行いました。その中から、安全性確保の面からデッキ・昇降口等の改修の必要性、滑り台、あるいはネットの改修の必要性等が出てまいりました。その中から児童に安全にこの施設を使っていただくためにはということで、この施設は、今、使用禁止にいたしております。したがって、早急にこの分を改修したいということで今回お願いをいたしましたものでございます。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

教育部長（水越 清君） 湯井議員のご質問にお答えさせていただきます。

48ページの小学校費の工事費でございますが、主な工事は、美土里小学校のプールの改修工事でございます。床や、またその周辺のコンクリートの剥離が出ておりますので、今回補正をするものでございます。なぜ今回補正をするかといいますと、来年度予算では6月のプール開きが約2週間ほど遅れてしまうということからでございます。そのほかは小野小・美土里小・美九里西小・平井小・日野小等の遊具や鉄棒、その改修工事をするものでございます。それから、小野小学校についてはボイラーとか給水ポンプ、これは建築年数が経っておりますので、適宜こういう工事をしております。学校につきましては、もう平均年数が27年ほど経っております。そういうことから、なかなかこちらで気がつかない間にどんどん傷みが出てきているということは確かです。そういうことから、毎年このような形で補正をしているというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 先ほどの48ページの学校の改修についてのみ質問させていただきますが、この学校の施設整備、これは建てた年数によって改修が始まるということで、年度ごとにある程度の整備計画をきちんと立ててあるわけですよね。そうすれば、どこの学校がいつごろにはもう改修しなければならないというのは当然決まっているわけですよね。そうすれば、1,100万円も計上しないで、当初予算で計上して直すべきだと私は思います。財政のヒアリングでこの予算が切られて補正でとったのか。そういうことになれば、平成16年度に回せないということになれば早急にやらなければならない工事だということなので、当初予算でなぜ計上できないのか。整備計画をきちんと立てたのなら、その年数できちんと整備をしていくということで整備をしていただきたいのですが、そこで、なぜこの1,100万円が当初予算に計上できなかったのか、その点をお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

教育部長（水越 清君） なかなか工事件数が多いということで、ほかの忙しいところを先にやったのではないかというふうに思っています。そういった面で、あとは財政的にも厳しいということで、少し先送りになったかというふうに感じております。細かいことにつきましては、まことに申しわけないのですけれども、ヒアリングのときのことを聞いていないので何とも言えませんけれども、今後極力傷みのひどい所を精査しまして、当初予算にのせていきたいと思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

以上を答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 41ページです。第4款衛生費の中の第3目清掃センター管理費で、その中の第13節委託料、運転管理委託料489万4,000円のマイナスが出ておりますけれども、これの内訳をまず教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我亘弘君登壇）

市民環境部長（有我亘弘君） 運転管理委託料の489万4,000円の減の関係でございますが、この関係につきましては当初予算で人員1人増の1億2,089万円の予算をいただきました。新町ごみの受け入れが、4月1日では5月末までの契約であったため、新町ごみ受け入れ分は休日出勤・時間外手当相応分でよいものと判断をいたしました。4月・5月の休日出勤・時間外手当分80万6,000円を差し引いた分の489万4,000円を減額するものでございます。

議長（佐藤 淳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今、当初予算で、たしか1人増員するという計画の中で、私の記憶では約600万円近くの計画でやったと思います。そうした中で、今、4月から5月末までの新町のごみの受け入れの中で今度は10カ月分、そういった中でこの運転管理委託料が減ったということですが、今、私の方で話を聞いていますと、土・日は炉が止まっているということも聞いております。業務量の減少というものは、かなり我々が考える以上に実際の業務量は減っているのかと思いますけれども、こういったことに関して運転管理委託料の減額はもとより、総体的なこの経費の削減というものが新町のごみを受け入れなかったことにより収入が8,954万円も減っている中で、執行部の方としてももう少しきちっとした中で業務削減に伴う経費節減、この辺の管理の状況というものが、今、どのように行われようとしているのか。また、年度末までに行われるこういった中でのいわゆる全体的な経費の削減というものを、どういうふうに見ているのかお答えください。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我亘弘君） 今、土・日が休業しているのではないかというお話がございましたが、まずその点につきましては、この4月につきましては30日あるわけですが、全部の日が稼動しておりました。また、5月につきましては31日あるわけですが、30日稼動しておりました。そういうふうに、その4月・5月につきましてはごみの量も多い月だというふうに思います。そういう中でのことであります。

そしてまた、全体と中のことでございますが、平成11年からは平成13年まで1億1,014万5,000円の委託料であったわけですが、平成14年に1億1,209万円、平成15年が1億1,518万9,000円であったわけですが、それに対するごみの量でございますが、平成11年度が年間で2万872トン、平成12年度が

2万2,059トン、平成13年度が2万3,778トン、平成14年度が2万6,033トン、平成15年度が2万9,660トンというふうに急激に増えてきたわけでございます。こういうことの中であるわけですが、ごみの量全体から見ますと、委託料の方もそれ相応の増加をされていないということの中で、特に平成15年度におきましては2万9,660トンという約3万トンに達する、平成11年度から比較すると約3分の1ぐらい増えているということの中でも、経費の面につきましては最少で支払いをしてきたというふうに思っております。

議長（佐藤 淳君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 今の説明でごみの量はずっと増えているということを言われていますが、実際にごみについては分別収集をはじめ、各いろいろな委託の中で、非常にかかる経費が上がっていますよ。その中で、ごみの処分、いわゆるこういった運転管理全体にかかわる見直しは、今までほとんど行われていなかったにもかかわらず、今までと同じ、もとの数字に戻るから最小限でやっているという話ですが、全体のごみにかかる処分料はいろいろな分別収集から始まって、経費は相当上がっているわけですよ。

こういった中で、今、旧の状況に戻っているのだから経費の節減は十分なのだという答弁に聞こえますけれども、私に言わせればこの運転管理委託料は前から問題にはなっていると思いますけれども、スタッフを相当つぎ込んでやっている仕事を、今回のごみの減っている部分、新町から減っている部分が、今、言ったように9,000万円近くある中で、ただ1人増員を図っていたけれども、それが少なくなるのだからいいのだという考え方ではなくて、ごみ全体を考えたときに、この管理委託料の大きな部分、これを削ることなくしていろいろな資源やら、その分別にかかっているそういった諸費用の増加というものを市全体で考えたときには、この委託料を今回思い切って削減できる体制にあるのではないかということ、とにかく私の考えとして部長の方に申し上げておきますので、トータルの中でこの運転管理委託料をこの際しっかりと見直す考えは今後ないかどうか、これだけお尋ねして私の質問を終わります。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我 巨弘君） 今のお話のように、それぞれの経費があるわけでございます。そういうものの全般についても、また見直しをやっていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

- 15 番（木村喜徳君） 46ページの第8款土木費の中から、中・上大塚線の中で委託料なのですが、資料作成に350万円ということなのですが、どういう資料作成なのか。随分金額がいく資料作成なので、この内容をお聞かせください。

もう1点は、先ほど湯井議員の方から質問がありました学校の件なのですが、4

8ページです、答弁の方でわからないところがあったので質問します。仕事量があるとか何とかという理由でこういう補正という格好なのですけれども、そうすると学校施設の管理体制というのはどういう格好で教育委員会なりそちらの方に上がってくるのか。その管理体制についてお聞かせください。

議長（佐藤 淳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 46ページの土地収用資料作成委託料359万1,000円の関係でございますけれども、中・上大塚線におきまして一部土地が買収できない。そういうことの中で、土地収用委員会にかけて採決をいただく。その申請の資料をつくるための費用でございます。土地収用委員会に申請する資料の細かい内容は、大変申しわけないのですけれども、今、資料が手元ございません。そういうことで、いずれにしましても収用委員会で採決をしていただくために、過去どのくらいの用地交渉を重ねたかとか、そういった問題に重点が置かれるのではないかというふうに考えております。実際に用地買収の交渉をしたものでございますけれども、川越市に在住する方に交渉を重ねたわけでございます。平成13年6月6日から平成16年6月12日までに3年間、47回にわたりまして交渉を続けております。そういうことの具体的な資料であるというふうに認識しております。

以上を答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

（教育部長 水越 清君登壇）

教育部長（水越 清君） 木村議員の教育費の学校管理についてお答えさせていただきます。

この工事につきましては、ある程度規模が大きくなるものにつきましては、教育委員会の総務課の方である程度把握しながら進めさせていただいております。それ以外の小規模なものにつきましては、学校からの要望がそれぞれの学校からいっぱい出てきます。そういった中で対応させていただきます。校長会の中でそういう設備の整備についてお願いをしたいという部会みたいなものもあります。そういうところから上がってきたもの等によりまして、実際には工事なり修繕なりをさせていただいているところでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 土木費の関係なのですけれども、何かよく意味がわからなかったのですけれども、それでは何年間にもわたっていることなので、その経費までこれは含まれているという見方でいいのですか。川越市云々で何年間で、要するに事務手続とか、そういう経費とか、そういうのではなくて、どういうことなのですか。もう一度わかるようにちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、教育費なのですけれども、そうするとこれは施設の管理に対しては学校側からの要望というか、何か見つかった時点で上げてくるということによろしいのですか。そういうことだとこういう事態が起こると思うのですけれども、何カ月に1回とか、そういう形で定期的に学校側の要望、こういう施設の改善が欲しいとか、こういう事態がもう起こりつつあるとか、そういうことをきちんと決めておけば、先ほどの湯井議員の話ではないのですけれども、これは当初予算できちんと組めるような感じが私はするのです。この1,100万円は非常に大きい金額ですから、これは補正でうまく金が出てくるからいいようなものなのですけれども、これから非常に不都合を来すような場面があるので、その管理体制というものをもう一度きちんと、効率的な管理ができるような施策、計画を立ててほしいのですけれども、これについて答弁を願います。

議長（佐藤 淳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 経費の関係でございますけれども、職員が出張して、その出張旅費等の経費かということでございますけれども、そういうものは含まれておりません。いずれにしても、土地収用委員会に申請する書類、これを作成する申請書というものは今まで経験がない、また特殊なものかということで委託するわけでございます。その中には調査のための出張等、そういうものも含まれているというふうには考えています。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

教育部長（水越 清君） 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに1年間まとめてということではなくて、年間何回かに分けて調査をするよう計画していきたく思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 議案第57号について質問させていただきますが、ただいま助役の方から細部にわたって説明があったわけなのですけれども、もう少し詳細に教えてもらいたい部分があるのでお聞かせ願いたいと思えます。

33ページ、第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入の中の第3節衛生費雑入8,954万7,000円。これは可燃ごみ受託処理料ということで、これは新町からの可燃ごみの受託処理料だというふうに認識しておりますが、何ゆえに今の時期に8,954万7,000円も減額補正予算になったのか、詳細な説明を求めますのでよろしくお願いたします。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 可燃ごみ受託処理料の8,954万7,000円減額の件でございますが、先ほどもお話がありましたが、この件につきましては新町のごみ受け入れのものでございます。当初予算におきまして1年間分の受託処理料を計上したわけでございますが、この5月末日をもって受け入れを終了いたしました。これに伴いまして、当初予算措置額の1億986万1,000円から4月・5月分の受託処理料2,032万円を差し引いた額8,954万7,000円を減額させていただきたく、ここに計上したわけでございます。

以上でございます。

- 1 2 番（冬木一俊君） 議長、休憩願います。
議 長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時再開

議 長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） ごみ受け入れの時期でございますが、当初は予算編成が秋、11月ごろ行われるということの中で、新年度の方で1年間の措置をお願いしたわけでございます。そして、2カ月になったこの原因といいたいまいしょうか、なったことにつきましては、このごみの受け入れにつきまして地元の56区区長の方から合併問題とごみ受け入れ問題を一体で取り組むようにという要望もあったわけでございます。3月の議会の中でもその件についてその辺のところは尊重していくということもあったわけでございます。そういう中で、この3月のときに藤岡市と新町の方で話し合いをしました中で、5月31日まで受け入れてほしいということの中で受け入れをしたということでございます。

議 長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 質問の仕方が悪かったのかどうかちょっとわかりませんが、4月・5月だけ燃やして、あとの10カ月の委託料が8,954万7,000円を予定しているから、これだけの減額補正ということで今回計上されているというふうに理解するのですが、先ほど市民環境部長の方からお話がありましたように、地元の三本木地区の方から、「合併をしないのならば新町の可燃ごみを受け入れてもらっては困る。」という趣旨の内容が藤岡市長に出されまして、藤岡市長がそれを受けて新町の方と協議して、今回、金額的に大変大きい8,954万7,000円というものが計上されているというふうに

理解はしています。

その中で、ちょっと心配なので、関連があるので質問させていただきますが、新町の可燃ごみを受け入れるときについては1号炉・2号炉というふうに清掃センターの方に焼却炉があると思うのですが、24時間絶え間なく稼働していて、24時間稼働しているということはダイオキシンというものは最初につけるとき、また燃し終わったとき、ある程度の温度が下がったときに非常にダイオキシンが発生するというデータがあるそうなのですが、今現在、6月以降、この1号炉・2号炉はフル稼働されているのか。

また、フル稼働していないのであれば、それに伴いダイオキシンの発生も心配しているのでありますので、そこら辺の関連ということでダイオキシン濃度はどうなのかをお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほどの質問の中でもさせていただきましたが、今回新町の可燃ごみを受け入れるのに当たって、地元との覚書等、公害対策費ということで補助金が増額されております。また、周辺5地区についても25万円という額でございますが、計上されてきております。今年度はどうするのか。また、来年度以降は新町の可燃ごみが来なくなったから補助金は全額カットされてしまうのか。それとも約束したことを遵守して、来年度以降も継続していく考えがあるのかないのかをお聞かせ願えればと思います。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我巨弘君） 清掃センターの稼働状況でございますが、6月以降につきまして月4回ほど、4日休止をしている状況でございます。そして、地元周辺地区を含めました補助金の関係につきましては、来年度につきましても継続して交付をしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時9分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） ダイオキシンの濃度測定の関係でございますが、平成15年度のときには基準値が1のところ0.019ナノグラムでございます。平成16年7月22日測定をいたしましたその結果につきましてですが、0.025ナノグラムでございます。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 0 分休憩

午後 1 時 1 1 分再開

議 長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 可燃ごみの受託処理料ということで質問しているわけなのですが、収入が減って、なおかつ人的影響も出るということになると、お金以前に人間の生命、身体、これは極めて重要なことだと思っているのでお聞きしたのですが、今まで月に 1 回のものが 4 回止めているということによろしいのですか。6 月以前までは月 1 回というふうに茂木議員の方の質問については答えていますよね。それで、6 月以降については月 4 回休止をしている。先ほど申しましたように、ダイオキシンというのはある程度の温度に行くまでの間、また止めるまでの間、そこが一番分岐点だというふうに私自身は解釈しておりますし、微増ということですが、この数値というのは人に対して全く影響のない数値なのかどうか答えていただきたい。

それと、先ほど公害対策費という名目で今年度より増額されました周辺の地区、あとは所在地であります三本木地区、この補助金について来年度以降も継続というふうに断言をされましたが、これで本当に間違いがないのか。平成 17 年度の予算書になったら載っていなかったとか、大幅に減額をされたとか、そういうことはないのでしょうか。それについて再度答弁をいただいて、3 回目でございますので、人に対する安全性、あとは受け入れないことによって今まで来ている 1 億 1,500 万円の収入がないわけ、そのことについて増額された補助金が減額や廃止されたりするということになると、いかなものかというふうに考える一人でございますので、明解な答弁をお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

また、この補助金につきましては、市長の見解もあわせてお伺いしまして私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議 長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我亘弘君） ダイオキシンの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたこの 7 月 2 2 日のデータで 0.025 ナノグラムということで、この基準値が 1 ナノグラムでございますので、それよりも相当下回っているということで、安全であるというふうに考えております。そしてまた、地元や周辺地区の補助金の関係でございますけれども、それにつきましても現在の補助金につきまして今後についても交付をしまいたいというふうに考えております。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答えいたします。

三本木地区及び周辺5地区の補助金でございますが、これにつきましては施設が三本木地区にある以上は継続していく予定でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 3回目の質問をさせていただきます。

41ページの可燃ごみの受託処理の件でございますけれども、今の冬木議員の関連の話になるのですけれども、たしかこれは3月議会ですか、その一般質問の中で新町が合併をしない方向ならば、このごみ受け入れについての一般質問が出てきて、その中で市長が、そういうことになれば藤岡市も受け入れない云々の態度をきちんと新町の方に伝え、協議をするということから始まった問題だと私は思っています。これに間違いはないか、市長の方から答弁願います。

もう1つは、そのごみの受け入れを前提とした補助金、それはごみの受け入れがなくなってもその補助金を出すという根拠はどういうことなのか。先ほどの市長の話では、ずっと出す、施設がある限り出すということを行っているのですけれども、私には全然意味合いがわからない。これは納得のできるように、私は3回目なので、次の質問はできないので、納得のできるように答弁願います。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 地元や周辺地区への補助金の交付の関係でございますが、それにつきましては私の方でも地元の方に交付をしている。さきに合併協議会の方でも、また任意協議会がありましたが、そういう中で資料をいろいろ見たわけでございますけれども、それぞれの市町村でも交付をしている状況もあるわけでございます。そういうことの中で、施設を設置していただき、ごみを受け入れていただいているということの中では、その額につきまして当市がその額につきまして多いというふうには思っておりませんので、その額を……。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時39分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） ご質問の趣旨を勘違いいたしまして、現行で行くとお答えしましたが、これにつきましては勘違いで、大変申しわけございませんでした。今後といたしましては、新町ごみ受け入れとの原因がなくなりましたので、地元と執行部内部の方でよく協議をいたしまして決定をしていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

先ほど部長が再度答弁させてもらいました。先ほどの冬木議員の質問に少し勘違いがございまして、私の方も勘違いがございましたので、今後地域、そしてまた市の中でしっかりと議論を重ね、今までの補助金のあり方、そういったものを検討していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 1 分休憩

午後 1 時 4 3 分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 答弁漏れで失礼いたしました。3月の末に新町の町長が来られまして、「2カ月延長をしてほしい。」という申し込みがございました。それを受けて地元とも協議いたしました。なお、5月末になりまして新町の町長が来られまして、「5月いっぱい藤岡市の方にごみを持っていくことはいたしません。榛名町の方に持っていきます。」ということでお断りのお話がございました。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第57号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第58号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算(第1号)

議長(佐藤 淳君) 日程第16、議案第58号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 議案第58号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり、歳入歳出それぞれ2,936万1,000円を追加し、48億2,231万9,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め0.6%の伸びとなります。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金で2,936万1,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正の財源となります歳入についてご説明申し上げます。第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で1,001万1,000円を追加、第7款繰入金では、第1項他会計繰入金で、1,622万4,000円を追加、第8款繰越金では、第1項繰

越金で312万6,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長（佐藤 淳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 歳出の方の償還金です。約3,000万円ほどが、これはいわゆる保険給付費になると思いますが、こうした中で、今、48億円に近い国保特別会計、この中でこの保険給付費が年間当初見込みよりも増える。そうした中で、今、市民1人当たりの保険給付費というのが、今、幾らになっているか、まずその1点をお尋ねいたします。

議長（佐藤 淳君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 今のお話の資料でございますが、今、私の方でちょっと持っておりませんので、後ほど提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 淳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今、資料がないということですが、私も国保委員をやっていた中で、いわゆるこの療養給付の伸びが、やはりその予想に反して、結局老人保健の年齢が1年ずつ上がるにつれ、どんどん伸びていってしまうということですよ。ただし、税収の国民健康保険税を考えたときには、1家庭53万円という頭打ちがあるわけですから、最終的には税収の伸びが期待できない。なおかつ、滞納がどんどん増えてしまうこの現状を、こういった中で一般会計から常に補っていくこのやり方には、もう限界があるというふうに私は常々申し上げますけれども、1人当たりの保険給付費が、やはりきちっと把握できないということは、やはり総額を論じられないわけです。市民1人当たりどのくらい1年間に保険給付が伴うのか。それに対する人数がこれだけあるから、これだけの療養給付費、いわゆるこういったものを論じるのに、やはりきちっとした資料をまず携えていただいた中で論議を進めていかないと、ただ単に負担が増えるのだからしょうがない、医療費が上がるのだからしょうがないということになってしまいますので、その辺は今度の15日・16日に決算特別委員会がありますので、ではそのときにまでに用意していただくということでお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第58号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第58号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第59号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤 淳君) 日程第17、議案第59号平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 議案第59号平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり、歳入歳出それぞれ6,282万4,000円を追加し、47億8,362万2,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め1.3%の伸びとなります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第3款諸支出金では、第1項償還金で1,427万5,000円を追加、第2項繰出金で4,854万9,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正の財源となります歳入についてご説明申し上げます。第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で4,928万3,000円を追加、第3款県支出金では、第1項県負担金で1,212万1,000円を追加、第5款繰越金では、第1項繰越

金で142万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第59号平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第1号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

第18 議案第60号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）

議長（佐藤 淳君） 日程第18、議案第60号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第60号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条でお示したとおり、歳入歳出それぞれ1,227万6,000円を増額し、27億8,931万8,000円とするものでございます。当初予算と比較しますと、今回の補正により約0.44%の増となっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第4款基金積立金、第1項介護給付費準備基金積立金では、1,044万2,000円。第6款諸支出金では、支払基金交付金前年度分返還金の151万円と事務費交付金前年度分返還金の32万4,000円の合計183万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。第3款国庫支出金では443万7,000円、第7款繰入金では前年度精算分で32万4,000円。第8款繰越金では751万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第60号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

第19 議案第61号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算
(第1号)

議長(佐藤 淳君) 日程第19、議案第61号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 三木 篤君登壇)

上下水道部長(三木 篤君) 議案第61号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に定めてありますとおり、歳入歳出それぞれ134万4,000円を追加し、総額1,695万9,000円とするものであります。

次に、事項別明細について申し上げます。歳出よりご説明申し上げます。第1款総務費、第1項総務管理費で、水源設備改修工事で134万4,000円を増額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。第3款繰入金では第1項他会計繰入金で153万円減額し、第4款繰越金では第1項繰越金287万4,000円を増額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第61号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

第20 議案第62号 平成15年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成15年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成15年度藤岡市水道事業会計決算認定について

議長(佐藤 淳君) 日程第20、議案第62号平成15年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号平成15年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号平成15年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、議案第69号平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成15年度藤岡市水道事業会計決算認定について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) ただいま上程されました議案第62号から第71号までの平成15年度藤岡市一般会計及び8特別会計並びに水道事業会計決算について、一括ご説明申し上げます。

平成15年度は、景気が長期にわたり低迷を続ける中で、歳入の根幹をなす市税収入は伸び悩み、また地方交付税や国庫補助金などの依存財源は削減されております。その一方で、経常的経費は増加傾向にあるため、多額の財源不足が生じるとともに、財政構造の硬直化が進んでおります。こうした厳しい財政状況の中で、歳入と歳出の均衡を図り、健全な財政運営を図るため、藤岡市行財政改革推進本部を設置し、私自ら本部長となって行財政改革に取り組んでまいりました。行財政改革により生み出された財源は収支不足を補うとともに、子供生き生きサポート事業など平成16年度の新規事業にも活用いたしました。今後も事務事業の見直しや自主財源の確保など、行財政改革を着実に進めてまいりたいと考えております。議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力により、平成15年度に計画された諸事業が執行できましたことに心から感謝申し上げます。

なお、本決算につきましては6月28日から8月20日までの長期間、監査委員に審査をいただき、議員各位のお手元に配付いたしました意見書の提出を受けたわけであり、監査委員に対し心から感謝と御礼を申し上げます。

各会計の細部については助役より説明をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) それでは、会計ごとに順を追ってご説明申し上げます。

初めに、議案第62号平成15年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は182億4,600万円でありましたが、年度中に4億4,951万3,000円の追加補正をお願いし、繰越明許費4億836万955円を加えて、予算現額191億387万3,955円を執行いたしました。歳入については、収入済額192億300万7,511円となり、予算現額に対し100.5%、調定額207億461万7,889円に対して92.7%であります。

最初に、歳入の主なものを前年度に比較して申し上げます。第1款市税は1.2%減の

73億1,422万2,483円。第8款地方交付税は3%減の36億1,454万1,000円、第19款市債は2.9%減の20億4,110万円であります。市税においては収入未済額12億4,262万2,975円で、前年度に比較して18.1%の減となりましたが、さらに徴収率向上に努める所存であります。また、市税の不納欠損額は2億2,200万2,215円ではありますが、地方税法の規定により措置させていただきました。

次に、歳出について申し上げます。支出済額は184億8,168万8,752円で、執行率96.7%、不用額は2億9,984万4,035円であります。各款における不用額については、効率的な予算執行に努めた結果であります。なお、本決算では第2款総務費の文化振興事業で1億8,332万9,000円、第6款農林水産業費の農業経営基盤強化促進対策事業、資源循環型畜産推進事業、土地改良事業で1,092万9,024円、第8款土木費の道路維持事業緑町線街路事業、中・上大塚線街路事業、公園建設総務費、総合運動公園整備事業、庚申山総合公園整備事業で1億2,808万3,144円が年度内に完成できず、翌年度へ繰越明許費として繰り越しされております。

なお、本決算の主な事業としては、配付いたしました平成15年度主要施策の成果等に関する説明書をごらんいただければ幸いに存じます。歳入歳出差引残額は7億2,131万8,759円ではありますが、繰越事業財源額2億1,058万9,368円を差し引いた実質収支額は5億1,072万9,391円となります。このうち2億6,000万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ編入し、残額2億5,072万9,391円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第63号平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は46億5,417万3,000円でありましたが、年度中4億3,592万7,000円の追加補正をお願いし、予算現額50億9,010万円を執行いたしました。

歳入については、収入済額52億5,086万8,489円となり、予算現額に対し103.2%、調定額に対して87.1%、収入未済額は7億6,710万3,005円であります。第1款国民健康保険税については、予算現額18億8,103万1,000円に対して調定額26億4,281万6,257円、収入済額18億6,565万5,062円となり、収入率は予算現額に対し99.2%、調定額に対して70.6%ですが、適切な指導のもとに徴収率向上に努めたいと考えております。不納欠損額1,005万7,624円については、地方税法の規定により措置させていただきました。

歳出については、支出済額50億3,774万2,098円で、執行率99%、不用額は5,235万7,902円であります。歳入歳出差引残額は2億1,312万6,39

1円ですが、このうち2億円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に編入し、残額1,312万6,391円を翌年度へ繰り越させていただきました。

次に、議案第64号平成15年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は48億1,932万5,000円でしたが、年度中に4,711万9,000円の追加補正をお願いし、予算現額48億6,644万4,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額48億6,647万4,728円で、予算現額に対し100%、前年度に比較して1.3%の減であります。歳出については、支出済額48億6,495万4,132円で、執行率99.9%、不用額は148万9,868円です。歳入歳出差引残額152万596円は翌年度へ繰り越させていただきました。

次に、議案第65号平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は26億3,123万5,000円でしたが、年度中1,851万4,000円の減額補正をお願いし、予算現額26億1,272万1,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額26億525万8,237円で、予算現額に対し99.7%、前年度に比較して8.5%の増であります。歳出については、支出済額25億7,674万3,156円で、執行率98.6%、不用額は3,597万7,844円です。歳入歳出差引残額は2,851万5,081円ですが、このうち2,000万円を地方自治法第233条の2の規定により介護給付費準備基金に編入し、残額851万5,081円を翌年度へ繰り越させていただきました。

次に、議案第66号平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は2,526万7,000円でしたが、年度中464万2,000円の追加補正をお願いし、予算現額2,990万9,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額3,063万4,730円で、予算現額に対し102.4%です。貸付金収入の収入未済額は1億1,435万3,936円となっておりますが、これについては適切な指導のもとに早期に解消を図りたいと考えております。歳出については、支出済額2,990万6,190円で、執行率99.9%、不用額は2,810円です。歳入歳出差引残額72万8,540円は翌年度へ繰り越させていただきました。

次に、議案第67号平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は5億1,340万7,000円でしたが、年度中626万4,000円の減額補正を行い、予算現額5億714万3,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額5億257万1,440円で、予算現額に対し99.1%です。歳出については、支出済額4億9,741万3,983円で、執行

率98.1%、不用額は972万9,017円であります。歳入歳出差引残額515万7,457円は翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第68号平成15年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は13億3,927万1,000円でありましたが、年度中7,445万8,000円の減額補正をお願いし、繰越明許費1億750万円を加えて、予算現額13億7,231万3,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額13億7,757万1,989円で、予算現額に対し100.4%であります。負担金及び使用料の収入未済額は1,370万6,100円ですが、適切な指導のもとに早期に解消を図りたいと考えております。歳出については、支出済額13億5,688万6,740円で、執行率98.9%、不用額は1,542万6,260円あります。歳入歳出差引残額2,068万5,249円は翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第69号平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は3,734万9,000円でありましたが、年度中1,310万3,000円の減額補正をお願いし、予算現額2,424万6,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額2,420万3,047円で、予算現額に対し99.8%であります。歳出については、支出済額2,369万1,502円で、執行率97.7%、不用額は55万4,498円あります。歳入歳出差引残額51万1,545円は翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第70号平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。予算現額は当初予算と同額の1,581万1,000円となっております。歳入については、収入済額1,644万423円となり、予算現額に対し104%であります。歳出については、支出済額1,346万5,478円で、執行率85.2%、不用額は234万5,522円あります。歳入歳出差引残額297万4,945円は翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第71号平成15年度藤岡市水道事業会計決算認定について申し上げます。初めに、第3条予算の収益的収入及び支出について申し上げます。第1款の水道事業収益の予算額は、消費税込みで13億4,588万1,000円、決算額では13億6,721万7,226円あります。この主なものは、消費税抜きで申し上げますと、第1項の営業収益では給水収益の12億1,117万5,519円、受託工事収益3,205万8,895円、加入金4,429万円等あります。第2項の営業外収益及び第3項の特別利益では、賃貸料等で1,456万5,762円あります。次に、支出の第1款水道事業費用の予算額は、消費税込みで12億2,443万円、決算額は11億4,447万7,022円あります。その主なものは、消費税抜きで申し上げますと、人件費1億9,0

98万7,855円、減価償却費3億1,005万3,932円、企業債利息3億2,198万3,607円等であります。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出について申し上げます。第1款の資本的収入の予算額は、消費税込みで5億6,864万7,000円で、決算額は5億6,742万9,000円であります。この内訳は、第1項企業債3億1,800万円、第2項出資金5,029万3,000円、第4項補助金1億631万6,000円、企業債には配水管整備事業が含まれますが、いずれも老朽管更新事業とハツ場ダム建設費負担金に伴うものであります。第3項負担金9,282万円は一般会計の工事負担金であります。次に、支出であります。第1款資本的支出の予算額は11億5,807万4,000円、決算額では11億3,063万3,786円であります。この内訳ですが、消費税込みで申し上げますと、第1項の建設改良費7億2,110万7,418円、第2項企業債償還金4億952万6,368円あります。資本的収入が資本的支出に不足する額5億6,320万4,786円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,473万8,828円、過年度分損益勘定留保資金2億3,846万5,958円、減債積立金3億円で補填いたしました。

次に、平成15年度藤岡市水道事業損益計算書について申し上げます。この計算書は平成15年度内に発生した収益から費用を差し引き、経営成績を明らかにしたものであります。平成15年度は1億9,754万4,145円の黒字決算となりました。したがって、本年度繰越利益剰余金2億1,056万1,101円を加えると、当年度未処分利益剰余金は4億810万5,246円となりました。

次に、平成15年度水道事業剰余金計算書について申し上げます。この計算書は1年間の剰余金の増減を示したものであります。積立金は減債積立金を資本的支出の補填財源としたため、年度末において残高はありません。また、当年度未処分利益剰余金は、損益計算書の中でご説明をした4億810万5,246円となります。続いて、資本剰余金であります。受贈財産評価額・工事負担金・国庫補助金・一般会計負担金で2億2,115万2,500円の増加となりました。

次に、平成15年度水道事業剰余金処分計算書(案)について申し上げます。これは地方公営企業法第32条第1項に規定する剰余金の処分、当年度未処分利益剰余金4億810万5,246円から減債積立金として3億円を積み立て、残り1億810万5,246円を利益剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、平成15年度藤岡市水道事業貸借対照表について申し上げます。この貸借対照表は、平成16年3月31日現在における財政状態を示した報告書であります。収益費用、資本的収入支出、固定資産及び企業債につきましては、それぞれ明細書を記載してありま

すので参照していただきたいと思います。

以上、まことに簡単ではありますが、平成15年度藤岡市一般会計及び8特別会計並びに水道事業会計決算についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員中易昌司君の登壇を願います。

（監査委員 中易昌司君登壇）

監査委員（中易昌司君） ご指名がございましたので、平成……。

（「休憩」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時31分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（監査委員 中易昌司君登壇）

監査委員（中易昌司君） ご指名がございましたので、平成15年度藤岡市一般会計ほか8特別会計及び水道事業会計の決算審査結果について、ご報告を申し上げます。

最初に、まことに申しわけありませんが、お手元の決算意見書に2カ所転記ミスがありましたので、訂正をお願い申し上げます。まず、1つ目は、2ページの下から3段目と2段目の歳入歳出決算指数であります。平成13年度の枠の109.3が100.0、同じく110.6が100.0をお願いいたします。よろしいでしょうか。次に、平成14年度分をごらんいただきたいと思います。104.7が95.8に、106.4が96.2に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。次に、2つ目でございます。73ページをごらんいただきたいと思います。73ページの下から4段目、諸収入の対調定収入率が、99.5を99.8へ訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。なお、決算特別委員会の際、改めて報告をさせていただきます。

それでは、一般会計ほか8特別会計につきましては、地方自治法第233条第2項並びに同法第241条第5項の規定に基づき、市長より審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項の定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等が法令に準拠し、定められた様式に基づいて作成されているかを確認するとともに、収入役及び関係部課の所管する諸帳簿と照合、そして計数確認を行ったほか、本年5月31日現在の指定金融機関からの各会計の残高と突き

合わせを行い、確認をいたしました。

次に、水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長より審査に付されました決算書及び地方公営企業法施行令第23条の定める収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等法令に準拠し、定められた様式に基づいて作成されているかを確認するとともに、上下水道部の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行ったほか、本年3月31日現在の水道事業出納取り扱い金融機関からの残高と突き合わせを行い、確認いたしました。

次に、予算の執行が法令並びに議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、これらの予算執行に当たり、事務処理が財務諸規定に基づき処理されているか、基金の運用状況について計数は正確かつ適正であったか、企業経営の基本原則に沿い、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているかを主眼に置いて一般会計ほか8特別会計は平成16年6月28日から8月20日までの期間、そして水道事業会計は平成16年6月25日から7月7日までの期間、審査を行ったものでございます。

その審査の結果についてご報告いたします。まず、一般会計ほか8特別会計では、各会計の歳入歳出決算、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、その計数は正確でありました。また、各基金の運用状況につきましても、調書の計数は正確であり、運用もおおむね良好であったことを認めました。次に、水道事業会計では、決算書及び決算附属書類は関係法令に基づき作成されており、その計数は正確であり、予算の執行状況につきましても限られた予算で議決の趣旨に沿い、おおむね良好であったことを認めました。なお、決算状況につきましては、市長宛に提出いたしました意見書に述べてありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、まことに簡単であります。平成15年度藤岡市一般会計ほか8特別会計及び藤岡市水道事業会計に対する決算審査の報告とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 監査委員の報告が終わりました。

これより議案第62号から議案第71号まで総括質疑に入ります。ご質疑を願います。

木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） それでは、総括質疑をさせていただきます。

平成15年度においては約190億円という会計が市民の生活水準の向上、また利便性の確保、また社会基盤の整備、経済基盤の強化というふうに使われてきたわけですが、これについてその効果と成果についてお願いを申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

(企画部長 茂木政美君登壇)

企画部長(茂木政美君) お答えをいたします。

平成15年度決算の事業の執行の中の効果といったものでございますが、平成15年度決算につきましては、議員方ご承知のとおり、行財政改革といったものを推進してきたわけです。その中でいろいろな福祉施策、特に子育て施策といったものを重点的にしてきています。また、反面、これは1つの行政のサービスの効果とは違いますが、起債等の削減、高金利の繰り上げ償還、そういったいろいろなものを総合してみますと、特に平成15年度予算の中ではそういった行財政効果を高めるとともに、育児・介護・医療等の福祉サービス、また教育の充実といったものが図られたと感じております。

以上です。

議長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第62号から議案第71号までの10件については、議員全員の構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第71号までの10件については、議員全員の構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議員全員を決算特別委員に選任することに決しました。

第21 請願・陳情について

議長(佐藤 淳君) 日程第21、請願・陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号から第4号、陳情第3号については文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成16年第5回市議会定例会

請願文書表

(9月定例会)

請願番号	受付年月日	請願者住所・氏名	件名	付託委員会
2	16. 8. 20	藤岡市中254 群馬県農民運動連合会 藤岡支部 小野里 邦夫 紹介議員 清水 保三	「中山間地域等直接支払い制度」の存続と拡充を求める請願	経済建設 常任委員会
3	16. 8. 20	藤岡市中254 群馬県農民運動連合会 藤岡支部 小野里 邦夫 紹介議員 清水 保三	「国際コメ年」記念事業の推進と、国に対し、「米改革」の中止および価格保障制度の確立を中心とした稲作再生策を求める請願	経済建設 常任委員会
4	16. 8. 31	藤岡市中1470 - 1 多野東部森林組合 代表理事組合長 山口 清 紹介議員 橋本 新一	山村の活性化と地球温暖化防止森林吸収源対策の推進を求める意見書を国に提出についての請願	経済建設 常任委員会

平成16年第5回市議会定例会

陳情文書表

(9月定例会)

陳情番号	受付年月日	陳情者住所・氏名	件名	付託委員会
3	16. 6. 28	前橋市大手町3 - 1 - 10 群馬県教職員組合 執行委員長 磯 奉一	2005年度国家予算編成において、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情	教務厚生 常任委員会

休 会 の 件

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。議事の都合により9月10日から20日までと、23日
から27日までの16日間休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、9月10日から20日までと、23日か
ら27日までの16日間休会することに決しました。

散 会

議 長（佐藤 淳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後2時43分散会